

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240202	有限会社馬木タクシー (法人番号 5240002025421) 代表 者中須賀美香子	広島県広島市東区馬木4 丁目1433-3	福田営業所	広島県広島市東区福田1 丁目747-2	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」) 第15条第1項及び法第 27条第3項	令和5年4月14日及び同年7月14日、酒気帯び 運転による事故を端緒として監査を実施。8件 の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可 違反(車庫)(道路運送法第15条第1項)、(2)乗務 時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反 (運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項 義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)業務記 録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3 項及び第4項)、(6)運行記録計による記録義務 違反(運輸規則第26条第2項)、(7)特定の運転 者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第 38条第2項)、(8)特定の運転者に対する適性診 断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	8	8
20240208	みなと第一交通株式会 社(法人番号 3280001004432) 代表 者荒木浩幸	島根県浜田市浅井町882 番地	浜田	島根県浜田市浅井町882 番地	文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和6年2月8日、情報提供を端緒として監査を 実施。1件の違反が認められた。運転者に対す る指導監督義務違反(最高速度違反行為に係 るもの)(旅客自動車運送事業運輸規則第38条 第1項)	0	0
20240216	枝松恭弘	岡山県岡山市	-	-	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第20条	令和5年11月28日、情報提供を端緒として監査 を実施。1件の違反が認められた。営業区域外 運送(道路運送法第20条)	1	1
20240228	株式会社草津タクシー (法人番号 9240001002830) 代表 者山本修司	広島県広島市西区商工セ ンター8丁目3番7号	本社営業所	広島県広島市西区商工セ ンター8丁目3番7号	輸送施設の使用停止 (35日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和5年6月15日及び同年7月26日、重傷事故 を端緒として監査を実施。6件の違反が認めら れた。(1)乗務距離の最高限度違反(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第22 条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則 第24条第1項及び第2項)、(3)業務記録の記録 事項義務違反(運輸規則第25条第3項及び第4 項)、(4)乗務員等台帳の記載事項義務違反 (運輸規則第37条第1項)、(5)特定の運転者に 対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条 第2項)、(6)特定の運転者に対する適性診断受 診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4